



登米市水道事業公告第28号

建設工事一般競争入札（電子入札）公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月30日

登米市水道事業管理者
登米市長 熊谷 盛廣



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 登水請第19057号
- (2) 工事名 水道2号線仮設管撤去工事
- (3) 工事場所 登米市登米町小島長橋地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年3月16日
- (5) 工事概要 本工事は、水道2号線が漏水し仮設していたが、年度末に布設替えが完了することから、仮設管を撤去するものである。

水道2号線

ア. 仮設管撤去工

- ・配水管 ステンレス鋼管 400A L=242.4m
- ・配水管 ステンレス鋼管 150A L=0.7m
- ・仕切弁撤去工 N=1箇所
- ・空気弁撤去工 N=2箇所

その他、特記仕様書のとおり。

- (6) 支払条件 前払金、中間前払金 有
- (7) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- (8) 入札方法 制限付一般競争入札（電子入札）

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第8条及び第9条の規定に基づく有資格者で、開札日において次の要件を満たしていること。

登録業種	水道施設工事
登録等級	B等級の業者であること
事業所の所在に関する条件	登米市内に本社（本店）を有していること
施工実績に関する条件	なし

配置技術者に関する条件	建設業法に規定する技術者の配置ができること。また、専任の技術者を配置することとなる場合は、入札参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上、それ以外の場合は申請書提出日において入札参加業者と直接的な雇用関係があること。
その他	「一般競争入札公告事後審査方式共通事項」に示すとおりとする。(登米市水道事業所ホームページに掲載)

3 入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	登米市水道事業所 水道管理課	0220-52-3314	987-0702 登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1
工事担当課	登米市水道事業所 水道施設課	0220-52-3312	987-0702 登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1

4 入札日程等

手続き等	期間・期日・期限	場所等
設計図書等の閲覧	令和元年 10 月 30 日 (水) ~ 令和元年 11 月 11 日 (月)	登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1 (入札情報公開システム及び登米市水道事業所閲覧所)
質問書の受付	令和元年 10 月 30 日 (水) ~ 令和元年 11 月 7 日 (木)	電子入札システムへの入力による
回答書の閲覧	令和元年 10 月 30 日 (水) ~ 令和元年 11 月 11 日 (月)	電子入札システムによる閲覧
入札書提出受付	令和元年 11 月 12 日 (火) 午前 8 時 30 分から 令和元年 11 月 13 日 (水) 午後 3 時 00 分まで	電子入札システムへの入力による
開札	令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 9 時 50 分から	登米市役所登米庁舎 2 階
再度入札書提出受付	令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 20 分まで	電子入札システムへの入力による
再度入札 開札	令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 20 分から	登米市役所登米庁舎 2 階
再々度入札書提出受付	令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 50 分まで	電子入札システムへの入力による
再々度入札開札	令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 50 分から	登米市役所登米庁舎 2 階
入札参加資格確認資料の提出	令和元年 11 月 15 日 (金) 午後 4 時 00 分まで	電子入札システムへの入力による
開札結果の公表	契約締結後	入札情報公開システム及び登米市水道事業所閲覧所

5 入札書と併せて提出する書類
工事費内訳書

6 資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後入札参加資格確認書類を求められた場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請資料
- (2) 配置技術者届出書
- (3) 配置技術者の資格者証の写し
- (4) 配置技術者と雇用関係が確認できる書類
- (5) 現場代理人等配置届出書
- (6) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

7 その他

- (1) 入札回数は、3回を限度とする。
- (2) 開札への立会いを希望する場合は、開札日の前日まで入札担当課に連絡すること。また、当日は、開札立会いに関する委任状を持参すること。